

行政常任委員会

令和 3 年 2 月 9 日（火）

午前 11 時 09 分開 会

○南委員長　それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

先ほど本会議場にて付託をされました議案第 2 号、第 3 号、第 4 号について、順をもって第 2 号の尾鷲市国民健康保険条例の一部改正についてから審査に入りたいと思いますので、始まる前に市長、一言あれば。

○加藤市長　おはようございます。

委員の皆様には、本会議に引き続き行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 2 号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について、議案第 3 号、令和 2 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 10 号）の議決について、議案第 4 号、東紀州環境施設組合設立の協議についての 3 議案であります。

担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査をいただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長　ありがとうございます。

それでは、付託されております議案第 2 号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について、市民サービス課長の説明を求めます。

○宇利市民サービス課長　市民サービス課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第 2 号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正についてにつきまして、議案書及び新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

議案書の 2 ページを御覧ください。

今回の条例改正は、国民健康保険条例で規定されております傷病手当金における新型コロナウイルス感染症の定義について、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症と具体的に規定するものでございます。

詳細について御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

これまで国民健康保険の傷病手当金における新型コロナウイルス感染症の定義については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の中で特例を定めている附則第1条の2を引用しておりました。

しかしながら、今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が2月3日に公布され、2月13日から施行されることとなり、当該条文が新型インフルエンザ等対策特別措置法から削除されることとなりました。これは、新型コロナウイルス感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の中で、新型インフルエンザ等感染症の中に位置づけられたことに伴うものでございます。

その結果、国民健康保険条例の附則において、新型コロナウイルス感染症の定義を規定することが必要となったため、改正前の特措法附則第1条の2第1項で規定されていた内容と同様の内容で、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症として、具体的に規定するための改正となるものでございます。

議案第2号についての説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

上位法の改正ということで、2月3日公布、それから、13日から施行する法令でございます。

これについて、御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

国保条例の一部改正についてはよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 一部改正についての審査は、これにて終了をさせていただきます。ありがとうございました。

次に、議案第3号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について、福祉保健課長の説明を求めます。

○内山福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第3号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について、予算書及び資料に基づきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の10、11ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金546万5,000

円の増額は、1節保険負担金546万5,000円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金546万5,000円は、医療従事者等ワクチン接種に伴う負担金でございます。

次に、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金1,798万2,000円の増額は、1節保健費補助金1,798万2,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金1,798万2,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンが供給された際に、早期に接種を開始する体制整備のためのものがございます。

次に、歳出でございます。

12、13ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健費、2目予防費2,344万7,000円の増額は、細目感染症予防対策事業2,344万7,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチンの医療従事者等ワクチン接種及び接種体制を整備するための経費でございます。

内容につきましては、資料のほうで御説明を申し上げます。

通知をさせていただきます。

○東福祉保健課係長 それでは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について御説明をいたします。

資料1を御覧ください。

本事業につきましては、来週にも、医療従事者の中でも優先順位が上位であります先行接種が開始されるという想定が報道でもある中、市民への4月からの接種に向け、今後さらに迅速に、かつ実践的な体制整備を構築するものであります。

事業の概要につきましては、医療従事者等の体制といたしましては、消防職員、薬局、歯科医院等も含めました医療従事者等に関わる接種体制として、調整主体であります三重県が尾鷲総合病院、紀北医師会、市町等と連携し、調整し、体制を構築しております。今月、2月の開始予定となっております。

2番目のワクチン接種体制の整備であります。

ここにつきましては、調整主体が尾鷲市となっております、医療従事者等を除く市民に関わる接種体制の構築に関わるものがございます。

接種計画といたしましては、65歳以上の接種体制の構築を3月末までを目指しており、ワクチンといたしましては、ファイザー社のワクチンが想定されており、その配送、単位や配送方法の都合上、集団接種を計画しております。

会場におきましては、記載のとおり4会場を想定しており、時期は4月1日から

約 2 か月、木曜、土曜、日曜、祝日を計画しております。

体制につきましては、紀北医師会様、尾鷲総合病院、紀北薬剤師会様の御協力の下、1 会場につき医師 2 名から 4 名、看護師 4 名から 8 名、薬剤師 1 名程度及び市職員 1 2 名から 1 4 名体制としております。

なお、実際の開始時期につきましては、ワクチンの供給等によりまして政府が決定することとなっておりますので、現段階でいえば 4 月 1 日を想定し、準備を整えております。

高齢者施設入所者等につきましてはです。

先月 1 月末に、高齢者施設に関わる 65 歳以上の方の接種体制の構築に関わる接種方法と国の方針が示されました。

その中では、接種順位が 65 歳以上の方の次になります高齢者施設の従事者についても、一定の要件を満たす場合は 65 歳以上の方と同時に接種が可能であるとされております。

本市におきましては、早急に入所者と従事者の同時接種が可能であるかの検討も含めまして、高齢者施設入所者の体制整備を目指します。

続きまして、基礎疾患を要する方、次の 65 歳未満の方における接種体制につきましても順次開始が想定されておりますことから、紀北医師会、尾鷲総合病院と調整し、整備をいたします。

次に、ディープフリーザー、冷凍庫の設置についてです。

ファイザー社のワクチンがマイナス 75 度で保管する必要であることから、国が一括で購入しワクチンを受け入れ、かつ各医療機関や集団接種会場へ配送する役割を担う基本型の施設に支給され、配備されます。

医療従事者の接種用といたしましては、尾鷲総合病院へ 1 台、市民用としましては福祉保健センターに 2 台設置する予定となっております。

次のページを御覧ください。

救急処置用品の確保につきましては、65 歳以上の実施会場が医療機関ではなく体育館を想定しておることから、副反応等が見られた際に医師が応急治療ができるよう、紀北医師会、尾鷲総合病院と検討し、医薬品等の確保をし、体制を整備いたします。

会場整備につきましては、手指消毒、3 密を防ぎ、感染予防対策を講じた上で、接種をスムーズに実施するための会場設営ができるよう物品を確保するとともに、より実践に近い状態を想定したシミュレーション等も想定しております。

続きまして、接種案内の通知につきましてですが、接種を希望される市民が混乱なく接種できるよう、接種券の通知以外に集団接種日程、予約方法、予約した日にち等、きめ細やかな個別の通知を計画しております。

続きまして、相談窓口につきましては、ワクチンに関する情報が氾濫している中、市民の皆様を不安を軽減し、ワクチンを接種するか否かを判断していただくために、相談窓口は重要であると認識しております。

まずは、今後ワクチン承認後に国が示される予定でありますワクチンの効果と副反応の資料を65歳以上の方には個別に送付させていただき、65歳未満の方には広報やホームページ等でお示しし、それを見ていただきながら御相談に対応できればと考えております。

体制といたしましては、コールセンター等の委託は想定しておらず、市民の皆様への身近な相談窓口といたしまして、接種の予約の受付も同時にできますよう、福祉保健課、健康づくり係におきまして電話回線を増設し、体制を整備いたします。

なお、基礎疾患に関わること、副反応に関わることなど、専門的な対応が必要となった場合には、三重県が設置予定であります窓口とともに連携し、対応を考えております。

それでは、以上の体制整備につきまして、本市のタイムスケジュールの御説明をいたします。

そのまま進んでいただきまして、資料2、カラーになっておりますA4横型の資料を御覧ください。御覧いただけましたでしょうか。

資料2につきましては、左側縦軸に国、県の調整会議、尾鷲地域の体制確保のための調整会議、医療従事者の体制、65歳以上、高齢者施設の体制、基本疾患を有する方、65歳未満の方、接種券について、相談窓口となっております。横軸が月日の流れとなっております。

上段より順に御説明をいたします。

まず、1段目、2段目、国、県の会議、紀北地域の会議の段を御覧ください。

10月23日、厚労省より、ワクチンの接種体制を確保するよう通知がありました。庁内及び紀北町と検討いたしました結果、紀北医師会及び尾鷲総合病院の協力体制なしでは実施不可能と判断いたしまして、11月18日、第1回目といたしまして、尾鷲総合病院の病院長も理事であります紀北医師会理事会にて時間をいただき、概要の御説明と御協力のお願いに伺っております。

その後、12月18日、厚生労働省の第1回自治会説明会を受けまして、本地域

におけます新型コロナウイルスワクチンの接種体制を構築するために、1月7日には紀北医師会様と尾鷲総合病院との検討会を実施し、1月14日には紀北薬剤師会様との検討会を、2月4日には紀北医師会、紀北薬剤師会、市町合同の検討会を実施しております。

3段目、緑色の欄を御覧ください。

医療従事者等につきましては、先ほども申しあげましたとおり、三重県が実施主体となっており構築しておるところでございます。

4段目、ピンクのところの段を御覧ください。65歳以上の方のところになります。

11月頃より国が示しております方針に基づきまして、ファイザー社のワクチンを想定いたしました接種スケジュール案を作成し、同時進行で接種会場の選定と調整を実施いたしました。

さらに、スケジュールに基づき、医師、看護師等の体制について、紀北医師会に御検討いただいた結果、御協力いただける体制となり、現在、さらに接種に向けた調整と検討をしております。

また、高齢者施設に関わる体制整備につきましては、介護保険担当部局が中心となり事業所等の意向調査を実施しております。今後、実施方法の検討、調整を行い、65歳以上の方と同様に、高齢者施設の接種体制につきましても3月末の構築を目指しております。

ディープフリーザーにつきましては、尾鷲市の2台につきましては、3月、5月にそれぞれ配備予定となっております。

下から3段目の基礎疾患を有する方及び65歳未満の方の接種体制の構築につきましては、順次接種が想定されていることから、65歳以上の方の接種体制の構築と並行し、体制を検討し整備を目指します。

下から2番目の接種券の発送についてを御覧ください。

接種券につきましては、コロナワクチンは2回接種となっていることから、対象となる市民お一人お一人に2回分をまとめて発送いたします。

発送時期につきましては、ワクチンの供給量等により国が示すこととなっておりますが、現段階での予定は、65歳以上の方は3月中旬、65歳未満の方につきましては4月下旬以降に順次発送予定となっております。

一番下の段、相談体制につきましても3月初旬の体制整備を目指し、準備をいたします。

なお、接種券の発送時期及び65歳以上の方の接種開始日や65歳未満の方も含めました接種スケジュールに関しましては、ワクチンの供給量に伴い国が示すこととなっておりますが、日々情報が更新、あるいは訂正されているのが現状ではございます。

ただし、ニュースによりますと、本日国のワクチンの体制検討会が開催されると聞いております。さらに、来週17日には、第3回目の自治体への厚労省の説明会があるということになっておりますので、そこでより具体的な、詳細な情報が示されるのではないかと想定しておりますので、市民の皆様にはできる限り迅速な情報提供ができますよう努めてまいりたいと考えます。

それでは、続きまして、予算の概要について御説明いたしますので、もう一度資料2の2枚目にお戻りください。

3、事業費につきましてです。

事業費2,344万7,000円の内訳といたしましては、旅費は3万1,000円として医療従事者の方の旅費であり、需用費626万9,000円は消耗品費として酒精綿、酒精綿というのは接種する前に皮膚を消毒する綿のことです。接種準備品及び医療品等の救急用品、手指消毒液スタンドやスクリーン等の会場準備品であり、食糧費といたしましては、集団接種が午前、午後、1日となった場合の医療従事者等への昼食代でございます。

また、印刷製本費といたしましては、個別接種に関わる封筒作成費、修繕費といたしましては、ディープフリーザー設置に当たりまして、停電となった場合も自家発電にて対応可能な非常用発電機器回路への修繕費であります。

役務費といたしましては322万8,000円を計上しており、通信運搬費として問診票等通知及び電話回線増設費、廃棄手数料といたしましては注射器等の処理費、支払事務手数料といたしましては国保連合会への費用となっております。

委託料1,271万4,000円は、予防接種委託料といたしましては、医療従事者等に関わる接種費用、健康管理システム対応業務委託料は、予防接種管理、予防接種台帳システム端末の増設に関わる費用として、送迎バス運行業務委託料は、集団接種における市民の方の巡回バスに関わる費用であります。

使用料及び賃借料にかかります26万7,000円は複合機使用料といたしまして、備品購入費93万8,000円は薬品用冷蔵庫等の購入費であります。

補助金等につきましては、以下の負担金、補助金を想定しておりまして、現段階では補助率10分の10を想定しております。

説明は以上です。

○内山福祉保健課長 予算書5ページにお戻りください。

通知をさせていただきます。

第2表、繰越明許費補正の追加でございます。

4款衛生費、1項保健費、事業名、感染症予防対策事業で、金額は1,740万円でございます。

これは、感染症予防対策事業のうち、年度内に支出が終わらないと見込まれるものを計上したものでございます。

以上が令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の御説明でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

以上が新型コロナウイルスワクチン接種体制に関わる尾鷲市の対応を説明していただきました。

御質疑のある方。

○濱中委員 2点ほどお伺いします。

1点は、冷凍庫の電源確保の問題なんですけれども、停電なんかの電源喪失の場合、総合病院なんかはほかの機械も多いと思うんですけれども、現在持っている緊急用の発電機だけで事が足りるのか、その辺りの確認が済んでいるのかということが1点と、もう一つが基礎疾患の考え方なんですけれども、基礎疾患に対する考え方がなかなか伝わってこないものがあるんですけれども、そういったものを何をもって基礎疾患を持っているとされるのかとか、そういったものの指示があるのか、それとも今後、この考え方について国からいつ頃になれば情報が出るのか。

基礎疾患の確認の方法なんかも、現在、まだ未確立なのかなと思うんですけれども、その辺りの情報があればお願いしたいと思います。

○内山福祉保健課長 ディープフリーザーの非常用発電機回路の修繕でございますけれども、保健センターにはもともと非常用発電の機器がございました。それについては、接続場所が1階のほうの、今現在社協さんが入られてる事務所にしか接続部品がなかったものですから、それを2階の健康づくり係のところの横のところでも設置できるようにということで、接続するための線の整備というか、ということを設置することで、当然機能としては冷凍庫を対応できるということで検討、考えております。

それから、基礎疾患についてですけれども、国で言われている基礎疾患のある方というのは、具体例として、慢性の呼吸器の病気であったりとか、あと、慢性の心

臓病の方、また慢性の腎臓病、肝臓病とか言われておりますし、その他いろいろ免疫の機能が低下する治療を受けてる方とか、国が示しているだけでも13項目ぐらいあって、それがいわゆる基礎疾患のある方と言われておるわけですがけれども、ただし、これについては、御本人が実際、自分が基礎疾患であるかどうかというのは判断が難しいと思います。

ですので、この点につきましては、かかりつけ医の先生と御相談を行った上で、今我々が考えているのは集団接種を基本としてまず考えていますけれども、そのスケジュールの中に今後個別接種も加えていく必要がありますので、その中のスケジュールの中で個別接種となっていくということも踏まえて、基礎疾患のある方は主治医の先生方と御相談していくといったことについても私どもPRをしていきたいと、このように考えています。

○濱中委員 分かりました。

ただ、先ほどのスケジュールを見ますと、基礎疾患のある方は65歳未満の方と同じスタートになっておるんですけども、例えば主治医の先生と相談して、早いほうがいいですよというときには対応も考えるということの今個別というあたりで、そういう理解でよろしいですか。

○東福祉保健課係長 接種のスケジュールに関しましては、各自治体で調整することは不可とされておりますので、現段階では65歳以上の方の次の接種順位となっております。

なお、基礎疾患におきます情報提供につきましては、広報3月号に、先ほど課長が説明いたしましたような情報を掲載する予定となっております。

それと、改めまして、診断問診に基礎疾患があるかどうかの確認につきましては、現段階では国が想定しております予診票の中の記載で、接種時の医師も確認ができるということになっておりますので、主治医への相談と、それから問診会場が主治医じゃなかった場合におきましても、問診票で確認ができるというふうに想定がされております。

○南委員長 よろしいですか。

○濱中委員 ありがとうございます。

○小川委員 1点だけお聞きします。

集団接種に行けなかった人も行けない人も出てくると思うんですけど、先ほどの三鬼委員の中で、一応ちょっと聞いたんですけど、重複するかも分かりませんが、個別接種と巡回接種もあるということなんですけど、これ、コミュニティーセンタ

一でやるとか集会所、バス停まで行けない人も出てくると思うんですけど、うちに行くときに介護が必要な方、家で介護をされている方、そういう方はどのようにされたらよろしいのでしょうか。

○内山福祉保健課長 集団接種の会場に来れない方につきましては、今後紀北医師会さんとも協議は当然必要なんですけれども、個別接種ということになって、まだ決定はされていませんけれども、各かかりつけ医の先生と御相談の上、個別接種という形になるんじゃないかと、このように考えています。

○小川委員 その場合、予約になると思うんですけど、先ほど、ファイザー社の場合、使った場合にはマイナス75度の冷凍庫ですか、あれいった場合、それ、一回一回、会場は冷凍庫があるところから配達するという事なんでしょうか。

○内山福祉保健課長 国のほうから示されていますのは、65歳以上の方の集団接種の際は、ディープフリーザーで各、尾鷲市でいえば福祉保健センターで保管するということまでは決まっております。

今後、個別接種となった場合に、各種医療機関さんで接種の際のフリーザーの配送というか、仕方については今後示されてくると思いますので、そのときにはまた皆さん方にお知らせしたいと、このように考えています。

○仲委員 今回の2,344万7,000円の支出、歳出の予算なんですけど、高齢者と医療従事者、医療従事者は先ほど700人程度と言われたんですけど、これ、今回の予算はワクチンを何人分見込んでいますか。

○内山福祉保健課長 予算書の予防接種委託料546万5,000円についてですけども、その内訳といたしまして、まず、医療従事者等といたしまして、700名の2回接種分、それから、65歳以上の方の1,000人分の1回分を見込んでおります。と申しますのは、もともと国のほうでは3月末ぐらいを接種の時期として考えるようにという指示がございました。ですので、この補正には、仮に1週間早められた場合でも1,000人分は対応できるようにということで予算化をしました。ただし、今の国の流れですと、どうも4月1日以降になりそうだということがございますので、医療従事者の方については恐らく2月中から接種が始まって、2月、3月までで終わると思われましても、1,000人の接種につきましては、今の流れですと4月1日以降ということがございますので、予算を繰越しをして4月1日以降の接種になるというふうに見込んでおります。

○仲委員 というと、高齢者が1,000人ということはないと思うので、残りの方は、当初予算で多分組まれるという理解をしてるんですけど、それはそれでよろ

しいんですけど。

もう一つ、独居老人の方が通知を3月の半ばで受け取って、それ以後、日程表が送られたり決定通知があるという中で、やっぱり文書を読んで理解がしにくいという方がみえると思うんですが、そういう独居老人の方の、あくまでこれはワクチンは任意だと思うんですけど、受けたいと思いつつ、でも書類作成ができないとか、そういう方の支援はどういうふうに考えていますか。

○東福祉保健課係長 現在のところは、個別接種していただいて申込みはお電話とか窓口の受付の対応になっておりますが、今委員おっしゃっていただきましたようなことを想定されておりますので、また関係部署と調整いたしまして、個々に受けたいと思われている方が漏れることがないよということ、実際の接種開始日、また接種券の配送日等が確定いたしましたら、関係機関と調整し、連携を取れるようにしていきたいと考えております。

○内山委員 集団接種会場の3密対策の方法についてお聞きします。

需用費の中の会場準備品で消毒用スタンドとかスクリーンなどとかあるんですけど、これの詳細をもって、安心して来場できるという対策の仕方を教えてください。

○内山福祉保健課長 4会場を予定しております、今後3月中には現場の図面をもって、例えば配置のシミュレーションを行う予定でございます。

その際には、まず入り口のところと出口のところは当然開放しまして、入り口のところでまず体温を測らせていただくと。それから、そのあと、予診票に基づき先生から聞き取りをさせてもらおうと。その後、接種をしていただいて、そのあとに30分間程度その現場に待機してもらおうという形になると思いますので、それについては、先ほど申しましたように、接種場所仕切り用のスクリーンであったりとか、あと、手指消毒液、あとは入り口から帰るまでのルートを示すようなコーンを引いた形で順序が間違わないとか、混乱しないような感じに設定しまして、また職員を配置しまして、距離を保つような形での設定を考えております。

○南委員長 よろしいですか。

○野田委員 繰越明許費の件なんですけれども、これ、今1,740万ということで、年内の支出が終わらないということをおっしゃったんですけれども、それは65歳以上の1,000人分を想定していると。

この内訳についてちょっと教えてください。どのような内訳。内訳もなしで決められておるんですか。

○内山福祉保健課長 内訳と申しますと、1,000人の内訳ですか。

○野田委員 1,000人の内訳。どういう消耗品とか、需用費とか、そういう主なものというのは割り振りして充てられておるということ。

○内山福祉保健課長 1,740万の内訳ということでよろしいですか。

○野田委員 そうです。

○内山福祉保健課長 分かりました。

まず、今回の10号補正についてですけれども、10号補正のうち、1,563万9,000円が10号補正のうちの繰越分でございます。1,740万のうち、1,563万9,000円が繰越分でございます。

それから、12月の7号補正予算、計上させていただいたと思うんですけれども、そのうち176万1,000円が繰越分でございます。

ですので、7号補正と今回の10号補正を合わせて1,740万を繰り越すということございまして、内容につきましては、特に金額の大きいものについては、委託料の中でバスの運行委託料等については4月1日以降の予定をしておりますので、そういったものについては当然この繰越しの中に入っているということ、それから、1,000人を予定しています高齢者の方についても、4月1日以降になるということ想定してるということで、金額の規模についてはその辺が大きなものでございます。

それから、7号補正予算のうち176万1,000円を繰越しの1,740万円に加えておりますけれども、その中には電算会社のほうに健康関係のシステムをお願いするわけですけれども、今年度中に終わる業務と来年度中の業務とございますので、来年度の業務については繰越しのほうへ上げさせてもらったということで、以上でございます。

○野田委員 ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

○三鬼（和）委員 さっき質疑で1点だけ聞き漏らしたもので、在宅介護においても施設介護のことで質疑は聞いたんですけど、在宅介護の方もみえると思うんですね。その方たちについては当然個別になるのかなと思いますけど、並行してそれはやられるのかどうなのかということ。年齢的に65歳以上になっておるとは思うんですけど、具体的にはどういう検討をされておりますか。

○内山福祉保健課長 その点につきましては、今後、紀北医師会さんとも調整する必要があると思っておりますけれども、在宅で病院のほうにも出向くことが不可能な方については、先生のほうで往診によって個別接種というようなことが考えら

れるんじゃないかということで、今後、紀北医師会さんと調整をさせていただくと、このように考えております。

○三鬼（和）委員 現状的には、介護されてる方もかかりつけ医さんはみえるとは思いますが、そこまでも行っていない人も含めてでも、自宅から動けないという方があろうかと思えますもんで、その辺は紀北医師会さんとの話合いとかもあるんでしょうけど、集団感染とか、そういったものを想定すると、なかなか個別でするという時間的にどうなのかなというところも思いますが。ちゃんと分かるような、先ほど高齢者で説明が届かない人もいるんじゃないかって心配があるのと同じぐらい心配なところがありますので、その辺は怠りないようにしていただきたいと思えますので、お願いいたします。

○奥田委員 全体的な体制をちょっと確認したいんですけど、先日、大手新聞に体制整備のことが出ていたんですけど、それを見たら、三重県で尾鷲市だけが二重丸になっておって、あと愛知県が1個、どこかの市があったと思うんですけど、僕、それを見て皆さん安心したと思うんですね。万全の体制なんだと思う反面、今の執行部でしょう、ごまかしとかいろんな、ごまかしとは言わないけど、曖昧な説明が多いじゃないですか。だから、僕はちょっとどうなのかなと思うんですけども。体制的には、今は万全の体制であるというふうな理解でいいですよ。

○内山福祉保健課長 今おっしゃられた報道の関係のことだと思うんですけど、まず、報道関係の方からアンケート調査がありまして、その中に医療従事者の方の確保ができていますかという質問と、あと、会場のほうは決まっていますかというようなアンケートがございました。それについて、東海3県の中でたまたま尾鷲市が抽出されてお答えしたわけですけども、そのときには、紀北医師会さん、紀北薬剤師会さんとお話をしていて、この件の集団検診についてのおおむねの承諾はいただいていたことから、医療従事者は確保できる見通しであるとお答えしました。

会場についても、4会場については教育委員会にも話をさせてもらっていましたし、紀北医師会さんにも会場の場所の説明もしておりましたので、そういう意味では会場は決まっているということで、二つの問いに対して、集団接種については準備としてはできていますよというお答えをした結果が報道に載ったというものでございます。

今説明させてもらっていますように、まずは集団接種から始めるようにということでございますので、集団接種の会場であったり、集団接種の医療従事者の方、それから場所の選定、それから場所へ行っていただくためのバスの巡回とか、そうい

ったことも含めて、現在のところは我々の考えているスケジュールどおりに進んでおると、このように考えています。

○奥田委員　　ちょっと安心しました。課長さんがそこまで言われているのなら。今後も情報開示はきちっとして、大きな問題なく進んでいってほしいなと思うんですけど。

あと1点だけ、僕、やっぱり心配なのは、先ほど説明があったように副反応ですね。僕の周りでも副反応の心配をする方が多いもので、これの相談体制ということで、電話回線が5回線で受付対応されるみたいだけれども、どのような方々が対応して、これは24時間体制なのか、どのような体制でやられるのかだけちょっと教えてください。

○内山福祉保健課長　　相談窓口のほうは、健康づくり系のほうの保健師が対応させていただきます。

ただし、基礎疾患に関する医療的なものについては当然個人差もあるし、主治医の先生もいらっしゃいますので、その辺については主治医の先生、あるいは三重県が設置する相談窓口等の連携を図って、その両方を活用しながら市民の方々が不安のないように対応していきたいと、このように考えています。

○奥田委員　　それはどういう、24時間体制。どういうふうなあれなんですか。平日だけなのか。

○東福祉保健課係長　　現在のところでは職員が対応することになりますので、平常の就業時間内を想定しておりますが、接種券を送付したり通知を発送した時期に関しましては、市民の方の御不安もあると想定されますので、夜間でありましたり休日の相談体制を取れるように検討を今しております。

○南委員長　　よろしいですか。

○三鬼（孝）委員　　1点だけお伺いします。

認知症の方の接種方法なんですけれども、当然親権者の親族の意見があると思うんですが、その辺はどのように対応されるんですか。

○東福祉保健課係長　　予防接種に関しましては、全て高齢者のインフルエンザ等もそうなっておりますが、今委員おっしゃっていただきましたように、事前にワクチンに関する説明でありましたり予診票が親族の方に送られまして、身近な方、親族の方の承諾を終えられた場合に接種という形になっておりますので、事前に連絡等を取る予定でおります。

○南委員長　　他にございませんか。

○上岡副委員長 表2のところでもちょっとお聞きしたいんですけども、最初に詳しく説明をしていただいたんですが、65歳以上の集団接種、高齢者施設等というところで、高齢者施設には何十人も何百人もいるところから少ないところもあります。一定の条件というのを言われたんですが、一定の条件というのは、今何かお考えのことはあるんでしょうか。

○東福祉保健課係長 先ほど申し上げました一定の条件を満たす場合というのは、65歳以上の高齢者の方と同時にそこで勤めていらっしゃる従事者の方が接種できる場合です。一定の条件という、例えば市町の医療従事者の方の確保ができるであったりとか、それから、ワクチンの供給体制が整った場合には65歳以上の方と従事者の方が同時にできるという体制を考えております。

ただし、もう一点、最初におっしゃられました各施設によって入居者数がまちまちであるというふうなことに關しましては、国が定めております各施設につきましては漏れなく巡回等の接種でありましたりとか、今後、体制を整備することになりますが、入居者の多い少ないにかかわらず接種ができるような体制を整備する予定でおります。

○上岡副委員長 そこで、高齢者福祉施設と同等にデイサービス、これも高齢者がかなりたくさん集まります。施設の従事者の方も前々から、もしPCR検査が受けられれば受けたいというふうな要望もいただいている、特にワクチン接種できるような体制を整えば、デイサービスの従事者の方も含めていただけるような今体制はできているんでしょうか。

○東福祉保健課係長 現在国から示されております施設の中には、デイサービスやショートステイは入っていないという想定になっております。

ただ、今週12日ですか、県が中心となりまして、県下における高齢者施設への説明会が実施されます。そのときにいろんな地域からのそういう御要望もあると思いますので、御要望が国に上がった段階で、体制整備が整った場合に変更になる可能性はありますが、現段階では、御要望にお応えできるようにならなければならないというのが現状です。

○上岡副委員長 日本の他自治体では、先行して福祉施設等の従業員の方にもワクチンの接種をしようとしている自治体もありますので、要望が出せるのであれば尾鷲市も要望を出していただいて、デイサービスも含めたワクチン接種をしていただけるように要望を出していただきたいと思います。

もう一つ、デイサービスに通っている方の中には、高齢者以外の方もいるんです

が、その辺はお考えのうちにあるのでしょうか。

○東福祉保健課係長　現在のところ、高齢者施設の入居者も含めまして、64歳以下の方は今回の対象にはならないということで、独自で進めているところもおっしゃっていただいたんですが、優先順位のスケジュールに関しましては、国が定める順序で接種ということが、今日段階の情報なんですが言われておりますので、順次ということになりますので、次の接種順番ということになっております。

○上岡副委員長　ぜひその辺もやっぱり65歳以下の方もデイサービスの中におられるので、その方がデイサービスにも何も気にせずに通えるように、ぜひ尾鷲市からも要望を出していただいて、皆がワクチンを接種できるようによろしく願いいたします。

○東福祉保健課係長　ありがとうございます。

高齢者施設担当の係長のほうからも、実際に現場のほうからの声もあるということもいただいておりますので、昨日も県のほうにもそういう要望が本地域であるということも伝えておりますので、また皆さんの御意見をお伺いしながら要望していきたいと考えております。ありがとうございます。

○南委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　ないようでございますので、議案第3号の補正予算の審査については終了をいたしたいと思いますが、今年に入ってから、当市におかれましても多くのコロナ感染者が出たということでございますので、今後のコロナワクチン接種体制につきましては、特に市民が安心して安全な形をもって接種できるように心がけていただきたいことを委員会として申し添えておきます。

議案3号の審査は終了いたします。

次に、議案第4号の東紀州環境施設組合設立の協議について審査に入るところでございますが、長引くことが予測されますので、午後からといたしまして、昼食のため、ここで休憩をいたします。午後は1時15分からといたします。

（休憩　午前11時57分）

（再開　午後　1時13分）

○南委員長　それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

付託されております議案第4号、東紀州環境施設組合設立の協議について、環境課長の説明を求めたいと思います。

まず初めに、市長より。

○加藤市長　かねてからの課題でありました広域ごみ処理施設整備につきましては、関係市町の協議を行い、このたび東紀州5市町の一部事務組合の、本年4月1日設立のための議案を提出することになりました。

詳細につきましては環境課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○南委員長　それでは、付託議案の説明を求めます。

○吉沢環境課長　環境課です。よろしく願いいたします。

それでは、議案の説明のほうをいたします。

議案書5ページを御覧ください。

地方自治法第284条第2項の規定により、令和3年4月1日から、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町及び紀宝町の可燃ごみを処理する可燃ごみ処理施設の設置及び管理運営並びにこれに附帯する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、東紀州環境施設組合を設立することについての協議であります。

議案書の6ページのほうを御覧ください。

規約であります。こちらの内容につきましては、去る令和3年1月21日の行政常任委員会で御説明した内容と重複いたしますので、主な概要を簡潔に御説明いたします。

○南委員長　ちょっと、課長、21日に説明したのは委員会であって、今日は本当の付託された常任委員会ですので、簡潔に説明をしていただいたら困ります。よろしく願いします。

○吉沢環境課長　委員長、了解しました。すみません。

○南委員長　了解しましたって、当たり前ですよ。

○吉沢環境課長　規約のほうは、第1章から第5章まで章立てをしております。

まず、第1章総則であります。

第1条にて、組合の名称として、東紀州環境施設組合とすること。

第2条において、組合の構成市町は、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町と規定をしております。

次に、第3条にて、共同処理する事務を関係市町の可燃ごみ処理施設の設置、管理運営、附帯する義務と規定しております。

第4条では、組合の事務所を尾鷲市内に置くと規定しております。

次に、第2章であります。

第2章は、組合の議会に関する規定であります。

第5条第2項で、組合議員の定数は10人、関係市町からそれぞれ2人を選出するとしております。

第6条にて、組合議員は、関係市町の議会においてその議会の議員から選挙をすると規定。

第7条にて、組合議員の任期等について規定をしております。

第8条は、組合の議長、副議長の規定であります。

次に、第3章であります。

第3章は、組合の執行機関についての規定であります。

次の7ページのほうを御覧ください。

第9条にて、組合に管理者1人、副管理者4人を置き、管理者は関係市町の長の互選により決める旨の規定をしております。

同条第6項、第7項は、組合の会計管理者の規定であります。

以下、第10条、第11条で、職員と監査委員の規定をしております。

続きまして、第4章であります。

第4章は、組合の経費に関する規定であります。

第12条のとおり、組合の経費は、関係市町の負担金、補助金、その他の収入をもって支弁すると規定。

第2項の規定で、関係市町の負担金の割合は条例で定めるとしております。

具体的な負担割合につきましては、建設事業費について均等割10%、人口割90%。組合運営費については均等割10%、実績割90%とすると協議をされております。

第13条は、委任規定でございます。

附則のほうでは、施行日を令和3年4月1日とすること、組合管理者が互選されるまでの間は尾鷲市長が組合管理者の職務を行うものと規定しております。

説明のほうは以上であります。

○加藤市長　内容につきましては、今環境課長のほうから説明させていただいたとおりでございますが、まず、広域での新ごみ処理施設整備の必要性、緊急性につきましては、既に委員の皆様は御存じのとおりと思っておりますが、改めて申し上げますと、特に本市におきましては、現施設は稼働後約29年経過しており、近年、老朽化が著しく修繕工事費用が増大していることや、今後施設自体の維持についても危惧されております。

また、現清掃工場の建設場所のアクセスの問題から、台風や大雨時に通行止めと

なり、ごみ収集が中止せざるを得ない交通事情の問題もあることなど、安全安心な市民生活のためにも早急に施設整備を行う必要があります。

一部事務組合を設立し、具体的な施設整備を推進するために本議案を御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○南委員長 議案第4号の執行部の説明は以上でございます。

ただいまの説明に対しまして、御質疑、御意見のある方は御発言をお願いいたします。

○楠委員 午前中の本会議場でも議員から質問があった手続の内容で、関係地方公共団体の議会の議決を得るということが今回の要件のようなんですけど、それも法廷上のプロセスであって、事実上のプロセスとして、私たちは関係地方公共団体の協議の内容が全然示されていない。どういう会議をやって、どういう方向で来たのか。それを示されないうでいきなり議会の議決を経て終わってしまうと、この後私たちがもう出る出番がないんですよね、手続上。あとは法定手続ですから、事務局の一部事務組合が検討手続を行って、問題がなければ許可されるということになるんですけど。

その辺のもう一度、いわゆるここまで至るところの実質協議の内容を時系列に説明していただかないと。どういう内容だったのか。一部はありましたよね、市長の答弁の中で。4市町から懇願されたと言っても、昨年5月の会議録を見ると、要請はされたけど懇願はしていないと。要請は、あくまでも尾鷲市に持ち帰って検討するということになっていますから、実際どのような協議がされたのか、事実確認をしないことには法廷上のプロセスに入れられないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○吉沢環境課長 事実上の協議ではありますが、準備会の首長会議がそれに当たると思います。

時系列的に申し上げますと、31年4月12日に第1回の準備会の首長会議を行っております。その中で、内容的には会長の選出でありますとか、規約の定める事項、例規集の整備、基本構想等々、それから、一部事務組合設立までの工程案について協議をしております。

続きまして、第2回は、令和元年8月16日に第2回の準備会首長会議を行っております。

内容については、一部事務組合の設立に係る進捗状況についての報告、それから、

既存施設の利用等についての火力、中部電力の話だと思えます。それから、今後の進め方ということで、手順の確認をまたさせていただいております。

続きまして、第3回は、令和元年10月2日に準備会を開催しております。

内容については、これまで組合の概要でありますとか、たたき台の一部事務組合の設立に向けて組合の概要の説明でありますとか、協議をしております。それから、施設整備に向けの協議事項ということについて、基本構想に経済の基本方針でありますとか、その内容について協議を行っております。

続きまして、第4回。令和元年11月11日の第4回準備会首長会議のほうでは、定期点検用地、施設整備について協議を行っておるほか、今後の進め方、燃料基地用地第2ヤードを建設予定と、中部電力からの提案があった旨の協議の話をさせていただいております。

続きまして、第5回。令和2年2月6日の第5回の準備会では、広域ごみ処理施設の整備についてということで、建設予定地、定期点検用地第2ヤードなど丘陵地の利用方法について協議をしているほか、今後の進め方としまして、議会での報告やら日程についての確認をしております。

続きまして、第6回であります。第6回は、令和2年4月10日に準備会首長会議を行っております。

内容的には、建設予定地についてということで、ここで、中部電力用地、お話ししているのでは、各市町からの合意が得られる整備を進めることが困難である旨の報告と、それから、基本構想の説明内容。この建設予定地のときに、くだんの当初の予定以外であるけれども、本市の市営野球場を建設予定地として検討していただけないかという要請を受けております。

続きまして、令和2年7月20日、第7回の首長会議であります。

首長会議では、尾鷲市営野球場を建設予定地とする検討状況等について、様々な確認事業の報告や留意点の説明の協議をしております。それから、今後の進め方ということで、今後の日程、概算整備費用比較等々の説明と協議をしております。

続きまして、第8回、令和2年8月27日であります。

この議題のほうも広域ごみ処理施設整備についてということで、いろんな課題となっている協議、建設用予定地、附帯事業等の費用負担、用地等についての協議がなされております。そのほか、今後の進め方ということで、具体的な組合業務開始の日程間の説明、協議をしております。

続きまして、第9回の準備会首長会議は令和2年11月4日に行われております。

内容については、今後の進め方についてということで、令和3年4月、一部事務組合業務開始を目指す旨の話合い、協議、それから、負担金条例の案、建設費でありますとか運営費の割合等の協議を行っております。それから、そのほか一部事務組合の規約案、議員定数等々の協議、再確認をしております。その他、一部事務組合の概要案、参考として、各市町の議会にお示しするための概要案等についての確認をしております。

続きまして、第10回の準備会首長会議のほうは、令和3年1月14日に行っております。

内容については、議会への説明方法等について、一部事務組合の概要案の説明でありますとか、搬入道路、野球場移転補償に係る基本協定書案等の協議が行われております。その他、パブリックコメント等について、こちらのほうは周辺関係者に引き続き理解を求め、5市町で事業を進めていくことを再確認しております。

その他、今後の日程ということで、規約の上程の日程調整といえますか、確認をしております。その他、令和3年度の事業概要ということで、令和3年度に立ち上げ後に予定しておる事業とか、概要予算の説明と協議をしております。

それから、これまで首長会議で第10回の議論をしておりますが、その他、幹事会でありますとか担当者会議というのが、事務方の会議のほうは数多くさせていただいておるといような協議結果となっております。

以上です。

○楠委員　細かい説明は日程的に今いただいたんですけど、基本的に協約そのものは前回にもお話ししたんですけど、あくまでも関係する団体の長が協約なり規約なりを定めるものであって、議会では修正権とかは何もないんですよ、手続上。多分御存じだと思うんですけど。

そうすると、今言っていた第1回から始まって第10回ですか、の会議の具体的な内容を今口頭では言われたんですけど、なかなか私たちは知るすべもないということが当然ありますので、最終的にこの規約をもって一部事務組合の設立の議決をしようとする、より経過を確認しないと、それがどうなんだろうと、ほかの市町についても。そういうところはないと、簡単に、ああ、そうですかと言えない。

なおかつ法定要件ではないかと思うんですけど、近隣住民とか土地所有者、また地区住民とか、そういうものも手続上はないにしても、説明なりそういうものもしっかりしていないと、許可の要件ではないにしても問題を残すということは当然あると思うんですよ。

それらを踏まえて、10回も会議をやっていたときに、そういう話が途中でいろいろ場所が二転三転ということは、ローカル新聞でも書かれて大丈夫なのかという心配の記事もありましたけど、そういうところを踏まえて、トータルで面的な考え方ができなかったのかどうか、そこの辺をしっかりと説明してもらいたいですよ。

私たちは、事実上の協議が確認できないことには、それ以降の、仮に以下議決された場合以降は、私たち議会は関与する余地がないんですよね、よほど要件がない限り。ということは、法定上の手続はもう私たちから外れるということになると、いや、ちょっと待てよと、地元の合意だとか周辺住民だとかいろんなもの、法定上は要件がないにしても、やはり告示行為だとか、そういうのもないにしても、周辺に回覧で回すとか、終始徹底するとかというところの手続が抜けてること自体が事業として本来成立するのかどうか。

市民の皆さんの目線から見たときにどうなんだというところは、しっかり私たちは議会の中で議論しておかないと、ああ、そうですか、はい、じゃ、いいですねということで、議決案件で議決されること自体が将来禍根を残すということになるかと思うんです。その辺はいかがですか。

○吉沢環境課長　　まず、準備会首長会議でありますけれども、いろんな関係で、原則内容については非公開という取扱いをしておる会議がほぼほぼです。いろんな形でそういうふうな取扱いにしております。それを各市町それぞれの議会の皆様に御説明ということであれば、本市におきましては、行政常任委員会のほうで何回か説明のほうをさせてもらっています。これ、ちょっと読み上げるのはまたあれですけど、全部言わせてもらってもよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○吉沢環境課長　　すみません。1か2から3か4。

令和元年には6月と8月と11月、令和2年には5月と10月と11月、12月、1月、先般の2月ということで、それぞれその際に広域に関する案件については、協議がまとまった部分については御説明のほうをさせていただいております。

あと、周辺関係者の方への話なんですけれども、当然これは、これからも丁寧に説明をして御理解を得るような努力が必要だと考えております。

以上です。

○楠委員　　丁寧な説明は、執行部としても当然のことなので続けていくしかないんでしょうけど、理解いただけるかどうかはまた別の話としてね。

先ほど、会議の非公開という理由は、こういう大事な事業なのに何か隠さなきゃ

いけないようなことはあるんですか、非公開にする理由は。基本的にはオープンにして、市民なり各市町の意見も明確にしていくということで理解をいただいた上で、の事業になるかと思うんですよね。非公開にする理由というのは会議で決めたんだらうけど、何の理由をもって非公開にしたのか。

○吉沢環境課長 委員さんおっしゃったとおり、非公開と公開の扱いは判断して結果となるんですけど、あと想像するに、想像するというと申し訳ないんですけど、建設予定費という問題は非常にナーバスの問題といたしますか、軽々にということがありましたので、それが主な理由だと考えております。

○楠委員 予定地をどうのこうのというより、私は一般質問でも言っていますよね、中部電力さんの関係もあるんでしょうけど、転々としたら駄目ですよ。候補地を幾つか絞って、そこでいろんな評価をして、ここが望ましいんだと。最小限の経費で最大限の効果があるんだということを知らしめるのは執行部の話ですよ。

なぜかという、ごみ処理問題とかし尿処理の施設の問題というのは、やはり住民の方は敏感なわけですよ。ほかの行政体を見ても、委員会の内容はその都度ホームページなりで公表してるんですよ。そこで皆さんいろんな意見がある。情報を知る。それである程度決定の方向に来たら、地権者にもこういう理由でこうなんですよ、ああ、じゃ、周辺の住民にこうなんですよというのがオーソドックスなやり方じゃないかと思うんですよ。

あれもこれも何か隠そうとするような対応を取ると大変な話になる。それって改めて考え直しして、もう少し私たちにも分かるように、関係自治体の長が協議した内容で大きなポイント、別に個人情報を出せとは言っていないから、そういうのを提示した上で協議することが事実上のプロセスの話ではないかと思うんですよ。

それがうまくいけば、皆さんが法定のプロセスでいけばいいだけの話なので、その辺の考え方がなかったんですかね、市長。

○加藤市長 広域ごみ処理施設の5市町で協議するようになったのは、もう委員も御承知のとおり平成24年からスタートして、そのときに場所の問題ということが大きな課題として残されて、ずっとこの方、平成29年までまた場所が決まらずして行っていたと。

そういった中で、既に御説明をさせていただいておりますけれども、中部電力のほうから跡地を使ってこういうごみ処理施設、地産地消でエネルギーを出しながら産業の振興をしましょうという、そういう構想を挙げられて、我々も3者協議っていいですか、商工会議所、尾鷲市、それから中電と、ここで一つの地産地消という

ようなことはしながらやっていきたいと思いますという話の中で、これがスタートだったわけですね。

そういった中で、そういうこともありましたから、当然委員がおっしゃるようにきちんとした手はずを進めながら、まずは中電の跡地でやるということについて広報活動もしましたし、いろんな折衝も全部やられてきたと。それがまず第1のスタートだったね。

それがスタートした中で、話せば長くなるんですけど、建屋の問題から、あるいは第2ヤードの問題とか、第2ヤードのちょっと上のほうの場所とか、いろいろ検討しましたんですけども、結果的には中部電力の跡地で広域ごみ処理施設の場所を設定することは大変難しいということが、できないということが判明したわけなんです。

そういった中で、いろんな議論を重ね、特にこの時期、令和元年ぐらいですか、そういった中で、どうしてもごみ焼却施設についてはやはり高台というような形の中で、それじゃ、建設予定地として現野球場を建設予定地とできないかという提案の下で5市町が協議した結果、そこを建設予定地としてスタートしようということを決議されたと、5市町で。というような流れでございます。

○楠委員 平成24年からごみ焼却場の課題があって、いろいろ検討されたことも分かりますし、中部電力そのものも事業の撤退ということで、できる限り土地利用できる範囲であればやっておこうということは私も理解しないわけじゃないんですよね。

だけど、今の発電所の跡地が駄目で、次に第2ヤードの話があったとき、それで今野球場になっているわけなんですけど、第2ヤードはもともとあの場所については、話を聞いたときには、もう既に使える用地ではないと。高圧線も含めて、あそこに何があるか分かりませんが、とてもじゃないけど浸水地域なんていう問題じゃなくて、ほかの問題もあるということは分かっていたので、数週間のうちに取下げしてということは私もある程度分かっているんですけど。

いずれにしても、そこまでの至るところを、先ほど懇願されたとは会議録には何もなくて、要請されてやってきたということも含めて、やはり全体の会議の検討プロセスが実際はどうなったんだということを私もしっかり議論したいんですよ。平成24年のときはまだいいですよ、やらなきゃいけないねという話だけだと思うんですけどね。

今、加藤市長になってからいろんな課題が出てきて、これからもう新たに投資は

できないと、現状のごみ焼却場については、それも分かります。けれど、今回この規約をつくって一部事務組合を設立しようとする、一部事務組合の事務に移行したときには、私たちの議論がもうできなくなるということを踏まえて、最後に一言だけ言っておきます。もう一度協議について、13人の議員そのものが意思疎通を図って、どうするんだということをやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っている、私の考え方をちょっと述べさせてもらいます。

以上です。

○高村委員 1点だけ教えてください。

県へ申請を出すに当たって、県の指導は近隣の方の同意を必要としておるのか必要としないかをちょっと教えてください。

○吉沢環境課長 県の行財政下の許認可の関係の担当の窓口になりますと、当然理解を求めていかなければならないということはあるけれども、必ずしも書面で同意書等々は要件としてはないというふうなことは伺っております。

○高村委員 あのね、前の委員会でも私は話したと思うんですけど、早くしないと、説明を、やはりそういう当たっておる人らの考えというのは相手の身になって考えな、やっぱり光ヶ丘の墓地の件の二の舞になるって僕は言ったんです、そのときはね。

なぜかという、1人の人のために5年かかったのがペアになった。それを二度としたらあかんで、新聞にぱっと出たときにすぐ行かな、それこそ人の身になって考える行政ですよ。それをしないのはのんき坊か、本当にのんきだという、やる気があるのかと言われても仕方ないですよ。私は最後にそれを言いたい。どう思います。

○加藤市長 そういう気持ちは決してございません。

ただ、おっしゃるように、まず反対者の方々の御意見を聞くということは、これは忠実に聞かなきゃならないと。それをどうやってお話し合いの中でこちらからまずこういう提案こういう提案と、お答えを一応問題点に対する回答もきちんとしなきゃならない、こういう気持ちは常に思っております。

ですから、きちんとした回答をまず出して、そこからスタートしてまた議論しなきゃならないんじゃないかなと思っておりますんですけど。

○高村委員 僕の言いたいのはそういうことじゃなしに、あなたたちの心情で、行政のやり方を言うとなんで、やっぱり相手の身になったら即してほしいんですよ。何度、4か月も5か月もしてから来たのかって言うたら頭に来ますよ、私でも。そ

それを覚えていないということに対しても、やっぱり許せんという考えでしょう。それもあると思いますよ。そういう考えを二度としないでください。

終わり。

○奥田委員 議場で議案に対する質疑をさせていただきましたけど、あれ、市長の答弁で1個だけ気になっているので、もう一度確認させほしいんですけども。

市長は住民の理解を得るのに一部事務組合を設立して、それと並行してやっているとされたんですけども、僕にはちょっと意味が分からないんですよ、理解できないので、その辺は具体的にどういうことなのか、もう一遍教えてもらえませんか。

○加藤市長 まず我々としては、今のごみ処理施設の問題ということについては喫緊の課題で、少しでもやはり早く新たなものにして更新しなければならないということについては、5市町共通した考えでございます。

それと同時に、そのためにもまず第一に一部事務組合、これを立ち上げないとどんどんどんどんまたこの部分が遅れてしまう。

最後に申しあげましたように、尾鷲市においても、清掃工場が、実質的には建物自体は50年近く、四十何年間たっていて、きちんと更新したときにはもう29年たっている。もう非常に老朽化して、毎年毎年それに対するメンテナンスというものが大変な状況になってるということが、いろんな理由があって少しでも早くしたいと。ですから、一部事務組合を早く立ち上げたいという気持ちもあります。

それで、一方では、やはりこれについては、我々としては、要するに反対者の方々についてきちんとした回答を示さなければならない。それはそういう中身については、我々は一応お話は聞いておりますので、きちんとした回答をまずしないと、私自身はそこからのスタートだと思っているんです。

ですから、きちんとした回答がまだなされないまま1か月半ぐらいたっているわけなんですけれども、こういうことについても並行しながら御納得いただけるような回答を出していきたいと、このように思っております。

○奥田委員 あのね、さっきから聞いておると、市長、早くせなあかんのや早くせなあかんのやと、必要性があるんや緊急性があるなんて言うけれども、これだけ遅れておるのは、これも事務組合も1年遅れていますよ。本来は去年だったよね。それはあなたの責任じゃないですか、これ。2年近くも浸水域だと分かっている発電所跡に、一建設候補予定地やっておいて、万が一のことがない限りはあそこやっけていて、ちょっと日本語としては全然分からない説明をして、引っ張ったのはあなたじゃないですか。あなたの判断ミス、あなたの手続上のミスですよ、これは。

そのあと、第2ヤードもそう、楠委員が言われた。第2ヤードも丘陵地もそうやないですか。あんなところ、浸水域やってほかの要因もあるのを分かっているのに。あなたの責任で遅れているんですよ。さらに、それなのに、あなたの責任であるにかかわらず、遅れているということを利用して早くせなあかんのやって、それはちよっと僕、本末転倒ですよ、市長。

やっぱりもうちょっと反省、そこに立って、謙虚に進めていかないと、先ほどやっぱり高村委員が言われたように、折橋墓地と同じ結果が出ますよ、これ。

市長、折橋墓地のことで失敗して、あれ、ずーっともう何年もかけて進んでいるのに、近隣の実質所有者の方が反対したという、それでもうおじゃんになったわけでしょう。それで市長は、今度は気をつけるんだと、自分が先頭に立ってやるんだと言われていながらまた同じようなことをやってるじゃないですか、市長。

今も回答を示すことを並行してる中で、回答で示すことのがスタートやと言われるんやったら、まず回答を示さなきゃあかんやないですか。そう思いませんか、今言われたじゃないですか、回答を出すことがスタートやって。

そんなの事務組合を設立する前に回答を示して、住民の方々の理解を得る、これがまず先じゃないですか。いかがですか。もう能書きはいらないです、市長。端的に答えてください、端的に。

○加藤市長　　そのようにしたいと思っておりますのですが、やはりまだ調査しなきゃならない問題とかいろいろございますので、ちょっと時間を要してるということでございます。

○奥田委員　　いや、だったら、僕はもう6月は選挙やないですか、このことも含めて、今は加藤市政はいろんな強引なことをやってきて、市民のことを投げやりに行っているという声をたくさん聞きます。

だから6月、これだったらこれだけ遅れているんだったら、僕は市長の責任ですよ、完全に市長の責任だと思うんですけど、議会の責任になるかもしれんけどね。これだけ遅れておるんやったら、もうええやないですか。もう6月の選挙が終わるまで、終わってからでもええやないですか、こんなの。それは何か月も遅れても構いませんよ、こっだけ遅れおるんなら。

それで、市長が今やってる加藤市政が、このやり方が正しいのか、間違っておるのかということを選挙で審判を受けたらどうですか、これ。僕も出ますよ、あれやったら、市長。市長選に出ますよ。それで議論しましょうよ、文化会館で、どっちが正しいか。

それで、これ、市長が言っていることが正しいとなれば、僕は6月の選挙が終わってから事務組合をしたらええやないですか、もう市長がそれで信任を受けたんやったら。

今のままやったら、僕はこれが、だってこれ、規約の中で第3条に管理運営と、それから事務、共同で処理するとなっておるんでしょ、5市町で。共同で処理するとなっておるのに、ほかの4市町はどうですか。近隣に対する、市民に対する説明は、尾鷲市さん、あなたの地元でしょうと。尾鷲市さんが責任を持ってやってくださいよと言うに決まっているじゃないですか、そんなの。5市町の共同でやるんですか、今後。

こういうことをやっぱり第3条に入れている限りは、これからは共同でやっていくんだと言うんだったら、ほかの4市町に迷惑をかけないように、これ、ほかの4市町から言われているんですよ、僕、やっぱり住民の同意ぐらいないとねって。僕らもそんなのできへんで、同意らできへんよと議員の方もたくさんいらっしゃる。それはそうでしょう、ほかの4市町の首長もそうだと思うんですよ、僕。だって尾鷲市さん、それはちゃんと同意を取ってくださいというに決まってるじゃないですか。どうですか、それ。それをよそには関係ないと言えますか、これ。地元のことじゃないですか。まずはそこが市長、解決しないと。

僕、一部組合に入ってほかの4市町に迷惑をかける、だってただでさえ市長、今迷惑かけておるんでしょ。二転三転して、もう何年もかかって、以降、じゃ、決まらない。何をやっているんですかと。

○南委員長　　奥田委員、答弁を求めてください。

○奥田委員　　分かりました。

だから、ただでさえ今信用を落としているわけですよ、私は、ほかの4市町にかけて。こういうことをきちんとやらずに突入していく、強引に。さらに僕は信用を失うと思うんやけれども、その辺は市長、どう思われているんですか、その辺のところは。思いませんか、そういうふうに。

○加藤市長　　まず第一に、建設予定地については、尾鷲市で単独でやっているんじゃないしに、案は出しまして、案を出しながら5市町で検討して行って、まず第一に中部電力の跡地でやるという、それから建屋云々どうのこうのと言いながら、それから、5市町で全て協議した結果、こういう進み方になっているということを御理解いただきたいと。

ただ、今回の場合については、中電跡地の状況の中で反対者の方も何人かおりま

したけれども、当時としては、ここでしょうがないか、しかし、ここが地産地消で産業の育成をあれするんだったら、ここはやっぱり大事やなという御意見の方もたくさんいただきました。

それで、一応スタートできるような状況になっていたときに、いろいろとそれよりもいい方法、それよりもいい方法云々ということをやっと変更してきながら今日に至ったというのが状況でございます。

ですから、今回の件につきましては、委員もおっしゃっているように、やっぱりその辺のところは大いに議論して、市長選なんかお出になるとかというような御意思も示されましたけど、それは私としてもそういう方だったら大いに議論しながらやっていきたい、このように思っています。

○奥田委員　　本当に一騎打ちでやりたいですよ、市長と。本当は。本心ですよ、これは。以前村田議員にそれを言われたことがあるんですけど、市長のときに。同じ心境ですよ、あのときと。あのときの村田議員の心境はよく分かるんですけどね。まあ、いいです。

それで市長、市長の市民を無視したような、軽視した形で、議会もそうやけれども、強引にがーっと進んでいく、それでいてうまくいかないとか中電のせいにしてたり、今も5市町で協議してきたんだって、ほかの4市町のせいにする。そんなの、ほかの4市町にとってもたまったもんじゃないですよ、これ。

こんなにまたこれでもめて、もしあかんようになったらどうするんですか、5市町が対応するんです。ほかの4市町に迷惑をかけますよ、こんなの。あなたが回答を用意して早よ示せなあかんと思っておるんやったら、これをやる前に回答を示すべきですよ、きちっと。それで同意を取ってくださいよ。時期尚早で、拙速だと僕は思いますけどね。思いませんか、こんなやり方。

○加藤市長　　時期尚早とは思っておりません。早くやっつけていかなきゃならない。

したがいまして、さっきの議会のところの質疑でございましたように、並行しながら責任を持って対応させていただくと、相手様に対してはきちんとした御説明をしながら協議していくと、こういうつもりでおります。

○南委員長　　奥田委員、よろしいですか。

○野田委員　　朝の質疑の答弁等で、地方自治法の第287条で規約等、7項目を備えたものをつくらなければいけないということで分かりましたんですけども、脱退、精算、解散等も含めて分かったんですが、先ほど高村委員への回答の中で、県の指導としては近隣の同意を必要とするか必要としないかということで、これは、

別に必要としないという答弁を答えていただいたんですけれども、要は、僕、この規約自体は別に問題ないと思うんですけれども、ただ、2市3町の5市町の首長で、どのように今言った、市長は地域住民の方の理解を得るために並行してやっていくということを言われるんですけども、どの段階できちっとした回答をいただくのか、それとも、今県の指導の中には含まれていないということでそれを無視してやっていくのか、そこら辺の時系列に、要は、反対を受けたら次のことを考えるのか、そこら辺は2市3町の首長の中で話もされているのかということを確認したいんですけれども。

- 南委員長　　今の野田委員さんのほうから周辺住民の同意を得なくてもいいような発言がございましたけれども、もっと明確に答弁をお願いいたしたいと思います。
- 加藤市長　　反対者の方々に対しては御理解いただけるように、本当にきちんとやっていきたいと思っております。

これは同意を得なくてもいいという話ではないわけですね。我々としては、同意を得られるようないろんな御意見を聞きながら、一応御意見というものは聞いております。それに対する答えというのをきちんとした形でいただきたいというお話でございますので、きちんとした形で回答は出さなきゃならないというのが今の現状でございます。

したがって、もう一つは、県のほうから同意は得られなくてもいいという話じゃないけど、同意書は要らないけれども、しかし我々の立場としては、御納得いただけるようなきちんとした御回答をさせていただきたい。これが時間的にはちょっと時間がかかるやもしれない、ですから並行させながらきちんと御説明させていただくというところでございます。

- 野田委員　　並行しながらって十分分かるんです。

ただ、時系列にやる場合に、計画というのがある中で、地域の方、住民の方の本当に同意をきちんとして得てから、この規約はよろしいんですが、このまま進めてもらっても、どの段階で、要は同意を得られないままこれを2市3町がつくってやるからということでずっと進めていくのか、ただ、それでは駄目だということで市長が前に出て、きちんとして同意を得ることをいつまでにやって、きちんとして理解をもらうのかということをはっきりしないと、僕はこの規約だけでは別にやってもいいと思うんですけれども、そこら辺の基準というか、日時をしっかりとしないと、今県の指導のほうでは今言われたようなことです。ただ、2市3町の首長が合意を持ってやりたいというのが本音だと思うんですよ。だからそこで、いつまでに平行

線、理解を得るために並行してやっていくかと、そういう回答じゃなくて、いつまでにやってどうこうするという気持ちとか、やり方を示さないと、そんな不安定な状態で事を進めたら駄目だと思いますけど、いかがですか。

○加藤市長 要するに、反対者の方々に対してはできるだけ早く回答したいと思っておりますのですけれども、また、全体的に資料もそろっておりませんし、その辺のところを、回答というのはきちんとした形で一応お出しするというのを約束しておりますので、その辺のところ、お時間をいただいているというところがございます。

○野田委員 じゃ、その回答を出す、提示するっていつまでにされるんですか。

○加藤市長 できるだけ早く提出したいと思っております。

(発言する者あり)

○仲委員 市長には……、ちょっと静かにしてください。

○南委員長 ちょっと私語は慎んでください。

やはり相手のある話ですので、回答をいつまでもということは、市長のほうからは答弁はできないと思っておりますけれども。

○仲委員 市長にはどうしてもお願いしておきたいことは、今までも議論が出ておるんですけど、周辺関係者の方々にはどうしても理解を得られるように、丁寧な誠意を持った説明を今後お願いしたいと。これは多分市長もそういう思いでやられると思うんですけど、ぜひお願いしたいと思います。

話は違って、広域ごみ処理施設整備の進捗については、10月30日の常任委員会では今後の進め方ということで、今年の3月ぐらいまでのスケジュールが組まれています。

それから、11月10日の常任委員会でも今後の進め方ということで、スケジュールが再度説明されて、この1月から2月にかけて各市町議会で組合規約の審議、議決をします。それから、2月中に一部事務組合設立許可申請の書類を提出するということが既に説明をされています。

私たち委員は、このスケジュールに沿って常任委員会、それから、資料を頂いて説明を受けて、慎重に審議をしてきた、このように私は理解しています。

今までもほかの委員の方では、いろんなことが言われてますけどですね。

例えば、例を挙げると、令和2年10月30日は常任委員会で、進捗状況を説明されて、野球場への建設が提案、8億5,000万の限度額という説明もありました。

1 1月10日には、常任委員会で市町の負担ということで、これも説明があって、議論がされています。

令和2年12月、常任委員会では、パブリックコメントをしたいという説明もあって、基本構想の改正もされたと。

それで、令和3年1月21日の常任委員会では、一部事務組合の概要が説明されて、協定案も示されたと。

2月4日には、常任委員会のパブリックコメントも報告されて今日に至っています。

これまでごみ処理施設整備については、私は、周辺地域の皆さんの御理解とは別に慎重審議をされたと思っておりますが、各5市町、4市町の規約の審議、議決の予定はどうなっていますか。分かる範囲で。

○下村副市長 昨日もちよっと報告させていただいたんですが、御浜町さんが本日の午後、それと、明日10日に熊野市さん、紀宝町さん、15日に紀北町さんが臨時会を開催し、議決をいただく予定となっております。

○仲委員 要するに、今日も議会をやっている御浜町、15日は最終の紀北町が議決をされる予定だということの前提の中で、やはりごみ処理施設が必要であるという意味では賛成せざるを得ないと思えますけど、先ほどお願いしました周辺関係者の皆様にはくれぐれも御説明をしていただけると。最後に市長、お願いします。

○加藤市長 先ほど今まで我々が御説明させていただいた内容については、仲委員のほうから御報告していただいたわけでございますけれども、確かにスムーズに私どもはきちんと手順を踏みながらやっております。

ただ、御指摘のように、やはり周辺住民の方々、周辺事業者の方々に対しては、きちんとした説明というよりも、今どういう問題があるのかというお話は聞いておりますので、それに対する的確な答えをまず私としては出したいと。要するに、その方々についてもよりきちんとした回答を持ってきてほしいということもございまして、今、精査してるというか、いろんな調査をしながらきちんとした回答が出せるように今準備を進めてると。

時間的にはいつまでかというようなお話もあり、できるだけ早く、私としても、事務局、環境課ともにきちんとした回答書は作らせていただきたいと、このように考えております。

○南委員長 他にございませんか。

○奥田委員 確認させてほしいんですけど……。

○南委員長　　市長選挙云々という話は御遠慮願いたいと思います。

○奥田委員　　そんな話はしません。

これは、質疑で申し上げたように、県の地域連携部、広域の許可出すとこ、そこから資料を頂いたものなんですけど、最初、これ、関係地方公共団体間の事実の協議というのがあるって、そこから議会の議決ということで、今この議会の議決の段階なんやけれども、地方自治法の284条の2を見ると、地方公共団体はその事務の一部を共同処理するため、その協議により、いいですか、協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得ないといけないと。そのためには、290条で関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないとなっているんですね。

だから、ここに言う事実上の協議というのが、もういろんな協議が含まれてると思うんですよ。協議によって規約をつくると言っているんですから。それで知事の許可と、それで議会の議決ということを経済自治法でうたっているのだから僕はこれを見る限り、この事実上の協議というのは、いろんな協議がもう終わっていて規約をつくったと。だから、先ほど僕、午前中の質疑のときに、課長はそれからまた協議をするんだと言っていましたけど、それはあくまでも法定上の協議であって、あとはもう許可申請に向けての、例えば議事録とか、こういうものが要するかどうか、そういう書類の要件をどう満たすかというものと、僕はこれを聞いたんですよ、県の地域連携部の方に。そうでしょう。

だから、実質的に協議というのは全部終わったんですよ。終わったんですね。

だから、そういう意味では、いろんな課題があるじゃないですか。仲委員は全部説明を受けてきたっていうけど、応分の負担は本当にできるのかとか、首長間ではそれは（聴取不能）、だから議会とか住民は納得するのかどうか、79億と言っておるけれども、あの中には発電の熱利用の分は入っていないし、全体で幾らになるのかとか。それから、そういうのも入っていないし、一番大事な周辺住民の方々に同意は取れていないということがあるんやけれども、課長、そういうことやね、これ。法令上の協議というのはそういうことでしょうか。要件だけをどう満たすかという県との調整だけじゃないですか。

○吉沢環境課長　　この資料を示させてもらって説明させてもらったほうがええと思うんですけど、委員のおっしゃるとおり、関係地方公共団体の事実上の協議といえますか、規約をどう定めるとか、それから運用方針の整理、中長期の事業計画等を主な首長会議で諮っていくということで、その次に許可権者の連絡調整ということで、一応県になりますので、妥当性、住民福祉の増進効率、それから、適法性の

観点から連絡調整をして、今こういった規約で一部事務組合を設立するという旨の議会の承認を各構成市町の議会のほうでお願いしておると。そのあとの協議については、奥田委員のおっしゃるとおり法定上の協議ということでもあります。

ただ、正直言葉尻としては、関係市町で議決を得られた後に法定上の協議、再確認という意味合いになると思うんですけど、行うということでもありますので、議決をもらって形式上というんじゃなしに、きちっと法定上の協議ということでの発言をさせてもらったような次第です。

○奥田委員　だから、法定上の協議というのは、もう本当に申請のための、手続上、要件を満たすだけですよね。議事録はそろっていますかとか、そういう程度なんですよね。本当の協議っていうのはもう終わってるんですよ、規約が出てきた段階でね。

その辺のところで、仲委員も説明を受けてきたんじゃないかというけれども、でも実際には、やっぱり最大は、住民の理解を得られていないというのは、これはやっぱり折橋墓地の教訓を生かせなアカんですよ、これ。折橋墓地で失敗しているんです、加藤市長。それでまた同じ轍を踏むのかという気がしてならんし、応分の負担のこともあるし、建設費のこともあるし、もっとやっぱりきちっと詰めてからいったほうがええと、僕は拙速やと思いますけれどもね。

市長、どうですか、6月の選挙が終わってからにしませんか、これ。遅くないと思いますよ。

○加藤市長　一部事務組合の設立については、4月1日に行いたい。もうこういうつもりでいっぱいでございます。

○南委員長　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　他にないようでございますので、議案第4号の審査はこれにて終了をいたしたいと思います。

本来でありますと、一部事務組合の設立に向かっては、やはり周辺関係者の理解を得ることが大前提だと考えておりますが、今回、広域ごみ処理施設ということで、何回となく協議を重ね、1年遅れた一部事務組合の設立でございますが、先ほど市長のほうから周辺の方々に対してしっかりとした回答をもって理解していただくよう最大の努力をするとの答弁がございましたので、できるだけ丁寧に理解を得られるよう、早くお願いいたしたいと思います。

これで第4号の審査を終わります。

ここで10分間休憩します。執行部の退席を求めます。

(休憩 午後 2時12分)

(再開 午後 2時20分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

付託議案の3議案の採決を取りたいと思います。

○奥田委員 ちょっといいですか、採決の前に。

○南委員長 採決前に。

○奥田委員 あのね、議案第4号なんですけど、東紀州環境施設組合設立の協議について。

これ、どうなんでしょう、条件つきというか、やっぱり周辺事業所ぐらいの同意を取った上で県へのほう、私はほかの4市町と足並みをそろえて許可申請していくというような条件つきというわけにいかないか……。

○南委員長 条件つきというんじゃなしに、まま採決に当たって附帯決議をつけたことは何回かあるんですけれども、法的な拘束力のない附帯決議だと思います。

皆さん、先ほどの奥田委員さんの附帯決議だと思うんですけれども、条件じゃなしに、委員会としたら附帯決議をつけて採決ということがあるんですけれども、今の奥田さんの提案に対してどうですか。

○小川委員 附帯決議を取るやつは議決が必要になってるんじゃないでしょうか。

○南委員長 いや、議決は……。

○小川委員 いや、要りますよ。

○南委員長 事務局のほうはどうでした。

○高芝議会事務局長 ただいま小川委員さんが言っていたように、決議を發議として上げていただいて、議決していただいた上で執り行うべきで、本市の場合、委員会としての委員長報告の中で指摘事項として述べていただいているのが実際の運用としては多い状況でございます。

○南委員長 これまでは議決事項ではなしに、委員長報告の中で取り入れて市長に報告をさせていただくということが何回か……。

○仲委員 委員長報告の中にですね。周辺住民の協力を市長は必ず取ってくださいというような話は、文言は別としてですよ、昨日委員会で発言したようなことを入れてもらえたらいかがですか。

○南委員長 それでよろしいですか。先ほど市長が問題解決に向けて理解を示し

ていただく回答を示すというようなお話がございましたけれども、問題解決に向けた回答、話し合いの中でのというような話があったと思うんですけど。

○三鬼（和）委員　先ほど仲委員とかが言った中で、市長は答弁したことを、それを受けて委員長はその表現をつけて委員長報告したらどうなんですか。

○南委員長　当然市長の言葉をつけて委員長報告するのはやぶさかじゃないと思いますけれども。

○小川委員　私は委員長に一任したいと思います。

○南委員長　一任されても困るんですけども。

先ほど来の市長の言葉をしっかりとまとめて報告させていただいてもよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　そういうことで、市長の言葉をまとめて委員長報告の中で入れさせていただきます。

それでは、採決を取りたいと思います。

議案第2号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について、可決すべきものとする委員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○南委員長　挙手全員でございます。

次に、議案第3号、令和2年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について、可決すべきものとする賛成の委員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○南委員長　挙手全員で可決されました。

最後に、議案第4号、東紀州環境施設組合設立の協議について、可決すべきものとする委員の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○南委員長　挙手多数であります。

挙手多数で可決をいたしました。

先ほど、皆さんから声がありましたように、市長の声をまとめて委員長の報告の中でさせていただきますことを御理解をお願いいたします。

（「それって委員長報告、どういう効力はあるん。効力は」と呼ぶ者あり）

（「効力はないわ」と呼ぶ者あり）

○南委員長　ありません。

（「本会議場で話をすることやもんで、限りなく（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

○南委員長 議事録の中で永遠に残ります。

終わります。御苦労さまでございました。

（午後 2時25分 閉会）